

逗子市住民自治協議会設立準備交付金交付要綱

逗子市住民自治協議会設立準備交付金交付要綱（平成26年2月24日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、逗子市住民自治協議会等に関する要綱（平成26年2月24日施行。以下「住民自治協議会要綱」という。）第2条第3号に規定する住民自治協議会（以下「協議会」という。）の設立を目的とした活動に資するため、予算の範囲内において交付する逗子市住民自治協議会設立準備交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 交付金の交付対象団体は、住民自治協議会要綱第17条第2項の規定により認定を受けた住民自治協議会設立準備会（以下「準備会」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域団体で組織する団体が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、協議会が設立されるまでの間、ブロック準備会として交付対象団体とすることができる。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 地域の自治会・町内会等をはじめ、地域で活動する様々な法人その他の団体を複数含む地域住民の参加があり、準備会の設立につながるものと認められること。ただし、既に地域において準備会が設立されている場合にあつては、その活動を補完するものと認められること。

（交付対象経費）

第3条 交付金の交付対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 会議開催に要する経費
- (2) 協議会の設立に向けた調査・研究に要する経費
- (3) 地域住民に周知するために要する経費
- (4) その他協議会の設立を目的とした活動に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付金の対象としない。

- (1) 懇親及び会議に伴う飲食に要する経費
- (2) 準備会の構成員に対して支払われる経費（交通費等の実費弁償を除く。）

- (3) 備品を購入するための経費
- (4) 慶弔費、積立金、他の団体等への負担金等協議会の設立を目的とした活動に直接関係のない経費
- (5) その他市長が不適當であると認める経費
(交付金の額)

第4条 交付金の額は、協議会の設立を目的とした活動に要する経費の額と5,000円に設立を目的とした活動に要する月数を乗じて得た額を比較し、少ない方の額とし、一会計年度あたりの上限額は60,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に規定するブロック準備会に対する交付金の額は、協議会の設立を目的とした活動に要する経費の額と3,000円に設立を目的とした活動に要する月数を乗じて得た額を比較し、少ない方の額とし、一会計年度あたりの上限額は36,000円とする。

(交付金の交付要望)

第5条 交付金の交付を要望しようとする準備会（以下「要望準備会」という。）は、住民自治協議会設立準備交付金交付要望書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付金の予算計上)

第6条 市長は、前条の規定による交付金の交付要望があったときは、その目的、内容等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、当該交付金の予算を計上するものとする。

(交付金交付要望結果通知)

第7条 市長は、交付金について当該予算の議決があったときは、住民自治協議会設立準備交付金交付要望結果通知書（第2号様式）により要望準備会に通知しなければならない。

(交付金の交付申請)

第8条 交付金の交付を受けようとする要望準備会（以下「申請準備会」という。）は、住民自治協議会設立準備交付金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類
(交付金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて交付金額を決定し、住民自治協議会設立準備交付金交付決定通知書（第4号様式）により申請準備会に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(交付金の請求等)

第10条 交付金の交付を受けようとする申請準備会（以下「交付準備会」という。）は、住民自治協議会設立準備交付金交付請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付金の請求があったときは、遅滞なく交付金を交付するものとする。

(交付金の変更交付申請)

第11条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた交付協議会は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ住民自治協議会設立準備交付金変更交付申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付協議会は、事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(交付金の変更交付決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否について、住民自治協議会設立準備交付金変更交付決定通知書（第7号様式）により当該交付協議会に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(事業実績報告)

第13条 交付準備会は、事業終了後4月末日までに住民自治協議会設立準備交付金事業

実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付金収支計算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類
(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付準備会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を目的外又は不正に使用したとき。
- (3) 第9条後段及び第12条後段の指示又は条件に従わなかったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(交付金の返還)

第15条 市長は、第10条第2項の規定により、交付金の全部または一部の交付を受けた場合で、その額が交付すべき額を超えて交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を交付準備会に命じることができる。

(準用規定)

第16条 第5条から前条までの規定は、第2条第2項に規定するブロック準備会を交付対象団体とする場合において準用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の逗子市住民自治協議会設立準備交付金交付要綱によって交付された交付金については、同要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。